

市役所

知らせ

市民後見人候補者養成研修を開催します

問 長寿介護課 長寿支援係 ☎内線 191

成年後見制度の普及啓発と将来的にその担い手となり、同じ地域に住む住民の視点で支援をする市民後見人候補者を養成します。全日程受講者には修了証を交付します。

- 対象 市内在住で、権利擁護の普及推進に興味のある人
- 日時 全6回 午後1時～5時
 ＜基礎編＞ 9月9日(火) 16日(火) 30日(火)
 ＜応用編＞ 10月7日(火) 14日(火) 21日(火)
- 場所 長寿介護課 相談室 ●費用 無料
- 定員 10人(先着順で定員になり次第終了)
- 申込 問合せ先までお電話ください。
- 申込期限 8月25日(月)

市ホームページ

詳しくはこちらから▲



市役所

知らせ

農地パトロールを実施します

問 農業委員会 農地係 ☎内線 231

農業委員会では、8月から9月にかけて農地パトロールを実施します。実施にあたっては、全ての農地を対象に、農地利用の確認や遊休農地の状況把握のほか、違反転用がないかなどを調査します。

- 日程 ①8月18日(月) 星鹿地区
 ②8月19日(火) 今福地区
 ③8月21日(木) 上志佐地区
 ④8月22日(金) 御厨地区
 ⑤8月29日(金) 鷹島地区
 ⑥9月1日(月) 志佐地区
 ⑦9月2日(火) 調川地区
 ⑧9月3日(水) 福島地区

市ホームページ

詳しくはこちらから▲



市役所

知らせ

中学校卒業程度認定試験受験案内

問 学校教育課 指導管理係 ☎内線 347

同試験は、学校教育法第18条の規定により病気、その他やむを得ない事由によって保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予または免除された子などに対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験であり、合格者には高等学校の入学資格が与えられます。

- 受付期限 8月29日(金)
- 試験日 10月16日(木)
- 試験会場 長崎県庁
- 試験科目 国語、社会、数学、理科、外国語(英語)
 ※受験資格、出願方法などについては、文部科学省ホームページをご覧ください。

市ホームページ

詳しくはこちらから▲



市役所

知らせ

水道メーターを取り替えます

問 上下水道課 水道業務係 ☎内線 136

水道メーターは、計量法による有効期限(8年)前に費用負担なしで取り替えています。

作業は、委託業者が行いますが、不審に感じたら、上下水道課発行の「水道メーター取替作業員証明書」の提示を求めてください。※今年度の交換対象ではない世帯もあります。

- 作業期間 8月から順次
- 作業時間 20分程度
 (交換中は水が使えません。)
- 立会 屋外に設置されている場合などは不要
 ※ご不在時も敷地内に入り、作業を行いますのでご了承ください。許可なく屋内に入ることはありません。

市ホームページ

詳しくはこちらから▲



市役所

募しゅう

令和7年度松浦市消防職員 採用試験（一次）を実施します

問 消防本部総務課 庶務係 ☎内線 22

- **受験資格** 平成13年4月2日
～平成20年4月1日に生まれた人
※詳細な受験資格および申込方法は、問合せ
先までお電話ください。
- **採用予定** 消防士（若干名）
- **試験日** 9月21日（日）午前10時試験開始
- **試験会場** 長崎国際大学
（佐世保市ハウステンボス町2825-7）
- **試験内容** 筆記試験（教養試験・適性試験）
- **申込期限** 8月22日（金）
午前8時30分～午後5時15分
- **申込先** 問合せ先まで
- **申込方法** 郵送、電子申請（パブリックコネクト）など



市（消防本部）ホームページ

詳しくはこちらから▲

市役所

募しゅう

マッカイ市青少年使節団 ホストファミリー募集

問 松浦市国際親善協会事務局 ☎内線 343

- オーストラリアから松浦市を訪問する同使節団の団員（15歳～17歳）並びに引率者のホストファミリーを募集します。
- **日程** 12月7日（日）～14日（日）
平日日中は事務局が引率し、市内外の見学や学校訪問を行います。13日（土）はホストファミリーと自由行動の予定です。
 - **募集家庭人数** 14家庭（生徒12人、引率2人）
 - **申込期限** 8月29日（金）
 - **申込方法** 問合せ先までご連絡ください。
※申し込み多数の場合、同年代（中高生）のお子さんがある家庭を優先。



市ホームページ

詳しくはこちらから▲

市役所

知らせ

屋外広告物の掲出には 許可が必要です

問 都市計画課 都市計画係 ☎内線 253

●屋外広告物

常時または、一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、営利目的かどうかは問いません。

●許可が必要な屋外広告物

- ① **自家広告物**：その場で営業する事業所に掲出される合計面積が10㎡を超える広告物
- ② **一般広告物**：自家広告物以外の広告物

●申請

屋外広告物の掲出には許可が必要です。事前にホームページから申請書をダウンロードして問合せ先まで提出してください。



市ホームページ

詳しくはこちらから▲

市役所

知らせ

違反広告物県下一斉点検 を実施します

問 都市計画課 都市計画係 ☎内線 253

屋外広告物適正化旬間（毎年9月1日～10日）に伴う違反広告物県下一斉点検を実施します。違反広告物は早急に撤去してください。撤去されない場合は、指導を行います。

●点検期間 9月上旬

●条例で禁止されている屋外広告物

電柱や街路樹などへのはり紙、はり札、広告旗または立看板などの掲出

※自身の建物・敷地内であっても広告物の設置が禁止、または掲出には市の許可が必要となる場合があります。ご不明な点は、問合せ先までお電話ください。



市ホームページ

詳しくはこちらから▲